

○茂原市公益通報の処理に関する要綱

平成20年3月27日
茂原市訓令甲第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく外部の労働者等からの公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「所管課」とは、法第2条に規定する通報対象事実について、処分又は勧告等を行う権限を有する事務を担当する課をいう。

2 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(通報相談窓口の設置)

第3条 市長は、公益通報に係る受付及び公益通報に関連する相談の事務に応じる窓口(以下「通報相談窓口」という。)を市民部生活課に設置する。

(秘密保持)

第4条 通報相談窓口の職員その他公益通報及びこれに関連する相談(以下「公益通報等」という。)に係る事務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通報対象の範囲)

第5条 通報相談窓口においては、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イから三までに掲げる事項を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を提出する場合における通報を受け付けるものとする。

(通報者の範囲)

第6条 通報相談窓口においては、次の各号に掲げる者からの当該各号に定める事業者(法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。)に関する通報を受け付けるものとする。

(1) 労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。)又は労働者であった者 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日前1年以内に自ら使用していた事業者 (次号に定める事業者を除く。)

(2) 派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)又は派遣労働者であった者 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣(同条第1号に規定する労働者派遣をいう。)の役務提供を受け、又は当該通報の日前1年以内に受けていた事業者

(3) 前2号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者 又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者 当該他の事業者

(4) 役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人のほか、法令の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く。)をいう。) 次に掲げる事業者

ア 当該役員に職務を行わせる事業者

イ アに掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

(通報の受付)

第7条 通報相談窓口は、通報内容整理票(別記様式)により公益通報等を受け付ける。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報等が所管課に直接行われた場合には、当該所管課が受け付けるものとする。

3 通報相談窓口又は所管課の職員は、公益通報を受けたときは、公益通報者の秘密の保持に配慮しつつ、当該公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するとともに、公益通報者の秘密が保持されることを当該通報者に対し説明するものとする。

4 前項の規定は、公益通報に関連する相談を受けたときに準用する。ただし、この場合においては、公益通報に関連する相談者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握することを要しない。

(教示)

第8条 公益通報を受けた通報相談窓口又は所管課は、市の各機関が通報された通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該通報者に対し、権限を有する機関を教示するものとする。

(通報の受理)

第9条 通報相談窓口又は所管課は、受け付けた通報を公益通報として受理したときはその旨を、受理しないときはその旨及び理由又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し速やかに通知するものとする。

2 通報相談窓口又は所管課は、前項の規定により受理した旨を通知するに当たっては、公益通報の受理から処理の終了までに必要と見込まれる期間を示すよう努めるものとする。

- 3 通報相談窓口は、公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る事案を所管課に送付するものとする。
- 4 所管課は、第7条第2項の規定により公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る事案を通報相談窓口に報告するものとする。

(調査の実施決定)

第10条 所管課は、前条第3項の規定により通報事案の送付を受けたとき及び自ら公益通報を受理したときは、調査を行うか否かを決定するとともに、その旨を通報者に通知するものとする。

(調査の実施)

第11条 所管課は、前条の規定により調査を行うことを決定したときは、速やかに調査を実施するものとする。

- 2 所管課は、調査の実施に当たっては、公益通報者が特定されないように十分に配慮しつつ、速やかに、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。
- 3 所管課は、調査の進捗状況について、通報相談窓口に報告するとともに、公益通報者に適宜通知するよう努めるものとする。
- 4 前項の通知をするに当たっては、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行うものとする。

(調査結果の通知)

第12条 所管課は、前条第1項の規定による調査の結果について、通報相談窓口に報告するとともに、公益通報者に通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

- 2 前項の通知は、前条第4項の規定を準用する。

(受理後の教示)

第13条 通報相談窓口又は所管課は、公益通報の受理後において、市の各機関以外の行政機関が当該通報の通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、当該権限を有する行政機関を通報者に対し速やかに教示するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施)

第14条 所管課は、第11条第1項の規定による調査の結果、通報対象事実が存在すると認めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な処置をとるものとする。

(措置の通知)

第15条 所管課は、前条の規定により必要な措置をとったときは、速やかにその旨を通報相談窓口に報告するとともに、公益通報者に通知するものとする。ただし、当該公益通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

- 2 前項の通知は、第11条第4項の規定を準用する。

(協力義務)

第16条 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関が複数ある場合は、市の各機関は、連携して調査を行い、又は措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年茂原市訓令甲第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月30日茂原市訓令甲第3号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別記様式(第7条第1項)

別記様式 (第 7 条第 1 項)

通 報 内 容 整 理 票

整理番号	通報者
受付日	住 所
受付者	連絡先
通 報 内 容	
1 内容を知った年月日	
2 通報者と被通報者との関係	
3 法令違反又は法令違反をするおそれのある行為の概要	
4 内容を知った経緯	
5 内容を裏付ける資料の有無	
6 ほかに内容を知っている人の有無	
7 上司との話合いの有無	
8 他の行政機関等への連絡又は連絡予定の有無	
9 備考	